

災害時における 応急対策活動に関する協定書

平成 30 年 8 月 9 日

石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2

石狩市長

札幌市西区発寒 6 条 12 丁目 6 番 11 号
一般財団法人北海道電気保安協会

理事長

災害時における応急対策活動に関する協定書

石狩市（以下「甲」という。）と一般財団法人北海道電気保安協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、石狩市で自然災害や重大事故が発生した場合、及び発生するおそれがある場合において、甲が乙に対して要請する公共施設等の電気使用設備の安全点検・検査の実施について定め、石狩市における迅速かつ円滑な災害復旧活動に資することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、台風、地震等の自然災害及び大規模停電、大規模火災、爆発等の重大事故が発生した場合、及び発生するおそれがある場合で、甲が乙に対して協力を要請する必要があると認めた災害とする。

（応急対策活動の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

- （1）公共施設等の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動
- （2）公共施設等の電力復旧工事の監督、指導及び検査
- （3）その他、甲が必要と認める応急対策活動

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）応急対策活動の実施期間及び場所
- （2）応急対策活動の内容
- （3）その他必要な事項

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、甲に協力するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、前条の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）応急対策活動の実施期間及び場所
- （2）応急対策活動の内容
- （3）その他必要な事項

(費用負担)

第6条 乙が応急対策活動に要した費用は、乙が負担する。ただし、資材等の材料費は甲の負担とする。

(公務災害補償)

第7条 乙は、応急対策活動の実施にあたっては、職員が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめ実施する。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては石狩市総務部長、乙においては保安部長とする。なお、連絡窓口は、連絡体制表（別記第1号様式）により双方通知するものとし、変更があった場合についても同様とする。

(協定の有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成30年8月9日

甲 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市長 田 岡 克 介

乙 札幌市西区発寒6条12丁目6番11号
一般財団法人北海道電気保安協会

理事長 富 樫 泰 治